

2017年7月6日

もっどぎゅっと少額短期保険株式会社

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。


弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。ご希望のご契約者様は弊社カスタマーセンターまでお申し出ください。

1. 「保険証券」「届け出印」がない方について、便宜的なお手続きをさせていただきます。
2. 「更新契約の契約手続」および「保険料の払込」につきましては、一定期間（6 か月）の猶予を設ける特別措置を実施いたします。

\*2017 年 7 月以降、災害救助法適用地域は次ページをご参照ください。今後、災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をします。

<お申出・お問合せ先>

もっどぎゅっとカスタマーセンター

 **0120-344-700**

受付時間 10:00～18:00（土日・祝日、年末年始を除く）

\*携帯電話からおかけ頂けます。

2017年7月5日以降に災害救助法が適用された地域 (2017年7月6日現在)

法適用日	災害救助法適用市町村	事由等
2017年7月5日	【福岡県】 朝倉市、朝倉郡東峰村	2017年7月5日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。
2017年7月5日	【大分県】 日田市、中津市	※災害救助法施行令 第1条第1項第4号適用